第２編　地震災害対策

第１章　国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第１節　災害に備えての措置

国家公安委員会及び警察庁は、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震による災害の発生に備え、以下の措置をとるものとする。

第１　情報収集・連絡体制の整備

１　情報伝達経路の多重化等

国家公安委員会及び警察庁は、大規模災害が警察の情報収集・連絡体制に重大な影響を及ぼす事態に備え、地方機関、都道府県警察及びその他の防災関係機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達経路の多重化、情報交換のための連絡体制の明確化等に努めるものとする。その際、夜間、休日等においても的確に対応できる体制の確立を図るものとする。

２　多様な情報収集手段の整備

国家公安委員会及び警察庁は、都道府県警察において機動的な情報収集活動が行えるよう、警察用航空機、警察用船舶、パトカー等の警察用車両その他の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を図るものとする。

第２　情報通信の確保

１　通信の確保

⑴　警察通信施設の整備

国家公安委員会及び警察庁は、災害発生時においても通信が途絶することがないよう、以下の事項に留意して、警察通信施設の整備を図るものとする。

ア　映像伝送システムの強化

イ　警察移動通信システムの強化

ウ　警察情報通信基盤の堅牢化・高度化の推進

⑵　電源の確保・耐震性の向上

国家公安委員会及び警察庁は、災害発生時においても個々の施設の機能を維持するため、停電時における通信の確保のための非常用電源の確保及び警察通信施設の耐震性の向上に努めるものとする。

⑶　保全体制

国家公安委員会及び警察庁は、警察通信施設の定期点検を徹底し、障害の防止に努めるものとする。また、障害発生時においても早期に機能を復旧できるよう、平素から保全用物品の整備を図るものとする。

⑷　運用体制

国家公安委員会及び警察庁は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ災害時における運用体制を検討するものとする。また、災害発生を具体的に想定した実践的な通信訓練を定期的に実施するものとする。

２　情報システムの機能の確保

⑴　耐震性の向上

国家公安委員会及び警察庁は、災害発生時においても情報システムの機能を確保するため、以下の事項の推進に努めるものとする。

ア　耐震構造、免震構造の導入等による電子計算組織の耐震性の向上

イ　停電時における機能確保のための非常用電源の確保

⑵　信頼性の向上

国家公安委員会及び警察庁は、災害発生後、速やかに情報システムの機能を回復させるため、以下の事項の推進に努めるものとする。

ア　システム構成の二重化等による電子計算組織の信頼性の向上

イ　重要データ、重要プログラム等のソフトウェアのバックアップ体制の強化

第３　警備体制の整備

１　職員の招集・参集体制の整備

国家公安委員会及び警察庁は、職員の招集・参集基準及び招集・参集対象者の明確化、連絡手段の確保、招集・参集職員の徒歩参集が可能な範囲内での必要な宿舎の確保、招集・参集途上での情報収集・連絡手段の確保等職員の迅速な招集・参集体制の整備について定めるとともに、随時見直しを図るものとする。なお、職員の招集・参集については、職員各人に対して交通機関の途絶、道路損壊等を想定した自転車、徒歩等の代替手段、参集経路等を検討させるものとする。

２　災害警備用装備資機材の整備充実

⑴　災害警備用装備資機材の把握

国家公安委員会及び警察庁は、都道府県警察における災害警備用装備資機材の保有状況を把握するものとする。

⑵　災害警備用装備資機材の整備充実

国家公安委員会及び警察庁は、都道府県警察における以下の災害警備用装備資機材の整備充実を図るものとする。

ア　レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両

イ　ヘリコプター等災害警備活動用航空機

ウ　災害警備活動用船舶

エ　救命ボート、救命胴衣、救命索発射器、酸素呼吸器、担架セット等救助用機材

オ　投光器、発動発電機等照明用機材

カ　トランジスターメガホン、拡声器等広報用機材

キ　エアーテント、可搬式ろ過器等後方支援用機材

ク　道路標識、交通情報板、検問用資機材、信号機用発動発電機等交通対策用機材

ケ　胴付水中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板等捜索用機材

コ　寝袋、簡易トイレ等自活用機材

３　警察災害派遣隊の運用

警察庁は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、直ちに広域的に派遣し、災害警備活動に当たる即応部隊及び当該災害への対応が長期にわたり必要となる場合に派遣する一般部隊により構成される警察災害派遣隊の運用について定めるとともに、随時見直しを図るものとする。

４　災害非常物資の備蓄

国家公安委員会及び警察庁は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄、調達及び輸送体制の整備を図るものとする。

５　教養訓練の実施

⑴　警察庁職員に対する教養訓練

国家公安委員会及び警察庁は、警察庁職員に対し、災害応急活動用マニュアルに基づく教養、交通途絶を想定した招集・参集訓練、災害発生時の関係各課の初動措置訓練、他の防災関係機関等との情報連絡訓練等を実施し、部内の情報連絡要領や被災地域を管轄する都道府県警察、他の防災関係機関等からの情報収集、警察災害派遣隊の運用等災害発生時の活動手順について徹底を図るものとする。

⑵　都道府県警察災害担当幹部の育成

国家公安委員会及び警察庁は、都道府県警察における災害警備活動を迅速かつ円滑に行うため、都道府県警察の災害担当幹部の育成を図るものとする。

⑶　訓練環境への配慮

国家公安委員会及び警察庁は、都道府県警察における災害警備活動能力を向上させるため、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施に配意するものとする。